



周永康逮捕に見る「依法治国」の正体

中国事情

編集部

律違反案件に関する審査報告」を可決し、「中国共産党規律処分条例」に基づいて、まず周本人を共産党から除名すること、そして犯罪が疑われる問題とその資料を司法機関に送り、法に基づいて処理することを決めたというのである。

発表は同時にこれまでの経過をも明らかにした。それによると、まず13年12月1日に党中央政治局の常務委員会が党中央紀律検査委員会の周永康についての報告を聞いて、それに対する確認調査を行うことを決め、14年7月29日の中央政治局会議でその結果を聞いた上で、立件審査を決定したという。

2014年7月末に「重大な規律違反」で審査にかけられることが公表されて以来、4か月あまりも音沙汰がなかった中国共産党の前中央政治局常務委員・周永康について、ようやく12月6日、新しい発表があった。

その内容は12月5日に中国共産党が中央政治局会議を開き、中央紀律検査委員会が提出した「周永康の重大な規

で、立件審査を決定したという。つまり、周永康に狙いをつけて調べ始めたのは共産党の中央紀律検査委、それを基に確認調査を決めたのは党の中央政治局常務委、その結果、正式の審査開始を決定したのは党中央政治局会議、そして除名と司法送りを決めたのも中央政治局会議というわけである。中国共産党は14年10月の18期4中全

会で「法による統治（依法治国）」の全面的推進」を決めたのだが、その会議のコミニケでは法と中国共産党が切り離されるどころか、ますます密接に結び付きつつで、「どつもへんだ」と前号（14年12月号）の本欄に書いた。

しかし、周処分経過を見れば、「依法治国」を「法による統治」、つまり「法」と「党」が切り離されると受け取ったところがへんだだったのである。党が狙いをつけ、党が調べ、党が処分（党内の）を決めた後、ようやく周は検察に渡されたのである。中国の「依法治国」は法による統治ではなく、党が法を使って国を統治する「用法治国」だったのである。

それでは周はどんな罪状容疑で司法へ移送されたのか。今回の発表では次のようなことが挙げられている。「党の政治紀律、組織紀律、秘密保持紀律の重大な違反」、「職務上の利便を利用して多くの人間に不法な利益を得させ、直接あるいは家族を通して巨額の賄賂を受け取った」、「職権を乱用して親族、愛人、友人の経営活動を援助して巨額の利益を得させ、国有資産に重大な損失を与えた」、「党と国家の機密の漏えい」、「廉潔という自律の規定に厳重に

違反して、本人および親族が大量の財物を受け取った」、「多数の女性と通姦して、権色・銭色取引をおこなった」。

このうち収賄、職権乱用、（国の）機密漏えいは、事実なら犯罪であるが、党の規律違反、権色・銭色取引は法律違反ではないはずである。それにしても裁判前にこんなにくさん「悪行」をべたべた貼り付けて、国中に宣伝してしまえば、司法の過程に移ってからあらためて、「罪刑法定主義」も「推定無罪」もあつたものではないだろう。

日本円にすれば2兆円に近い蓄財をしたとされる人物を擁護する必要もないが、しかし、堂々と共産党が前面に出て、人間が処罰されるのは恐ろしい社会だ。

今度の発表でもう1つ、注目されるところがあった。12月5日の政治局会議の結果が6日の未明になって発表されたことである。序列が決まっている権力上層部の会議では、日本の閣議がそうであるように、活発な議論などはまず行われないとしたものだが、発表がそれだけ遅れたということは、さすがにこういう進め方に異論が出て、会議が紛糾したのだろうか。なにか漏れ伝わっていないか、耳をそばだてよう。